

今回の  
特集に  
ついて

# 「子どもの最善の利益」って何だ？



「子どもの権利条約」（政府訳：「児童の権利に関する条約」）が国連で採択されたのは、四半世紀前の一九八九年、日本がそれを批准した一九九四年（締約国一九三のうち一五八番目）からは、ちょうど二十年がたった。

「子どもの最善の利益the best interests of the child」という文言は、「子どもの権利条約」第三条の次の項に初めて現れる。「子どもにかかわるすべての活動において、……子ど

もの最善の利益が第一次的に考慮される。」

条約という法的拘束性によつて、国が子どもの権利を保障することが約束された。そのため、子どもの身近にいる人たち（父母や保育者や施設管理者など）が「子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示及び指導を行う責任や義務」を国が尊重する、という関係も約定される（第五条）。ここに親や保育者による「子どもの最善の利益」の考慮が必要となる根拠がある。そしてその「考慮」の基準として、子どもの意見の表明、意見の尊重が不可欠なのである（第十二条）。

権利条約が批准された当時、「子どもの最善の利益」という聞きなれない言葉の前で、保育現場も保育研究者もかなり混乱した。「意見表明権」を尊重するために、子どもがけんかやいざこざを起こしたら、とにかく双方の意見をとことん表明させるように保育者が仲介に入らねばならぬ、というような議論がにわかに盛んになつたものだ。

条約締約国には、五年に一度、権利実現のためにとつた措置とその結果を「国連子ども権利委員会」に報告する義務があり、日本もすでに三回提出している。その第三回報告に対する同委員会からの総括所見（二〇一〇年）を見ると、わが国の子どもの問題を考える視野が広がる。指摘事項は多岐にわたるが、例えば、日本の貧困率の高さ、婚姻年齢の男女差への懸念、体罰禁止規定の効果の低さ、児童虐待の増加状況、受験競争の弊害にも言

及されている。子どもの意見の尊重に関する次の指摘も厳しい——「児童相談所を含む児童福祉サービスが子どもの意見をほとんど重視していないこと、学校において子どもの意見が重視される分野が限定されていること、および政策策定プロセスにおいて子どもおよびその意見に言及されることがめつたにないことを依然として懸念する。委員会は、権利を有する人間として子どもを尊重しない伝統的見解のために子どもの意見の重みが深刻に制限されていることを依然として懸念する。」——大人が子どもの意見を「尊重」するとはどういうことか、真摯に考える必要がある。（編集委員会）

## 参考文献

- 日本弁護士連合会『問われる  
子どもの人権』駒草出版  
二〇一一年

